平成24年第3回定例会

別海町議会会議録

第3号(平成24年9月14日)

〇議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

常任委員会付託事件審査結果報告

(町長提出議案第64号、第65号)

委員長報告 • 質疑

日程第 3

各議案の討論・採決

(1) 平成24年度別海町一般会計補正予算(第3号) (議案第60号)

 議案第60号の附帯決議

(2) 平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

(議案第61号)

(3) 平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算(第 1号)

(議案第62号)

(4) 平成24年度別海町水道事業会計補正予算(第2 号)

(議案第63号)

- (5) 別海町暴力団排除条例の制定について (議案第64号)
- (6) 別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定 について

(議案第65号)

(7) 別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第66号)

(8) 別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第67号)

(9) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

(議案第68号)

(10) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制 定について

(議案第69号)

(11) 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

(議案第70号)

(12) 町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第71号)

- (13) 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の 一部を改正する条例の制定について (議案第72号)
- (14) 財産の取得について (議案第73号)
- (15) 財産の取得について (議案第74号)
- (16) 財産の取得について (議案第75号)
- (17) 町道の路線認定及び廃止について (議案第76号)
- (18) 土地改良事業の施行について (議案第77号)
- 日程第 4 発議第 6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組 み」の構築を求める意見書について
- 日程第 5 発議第 7号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求め る意見書について
- 日程第 6 発議第 8号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 日程第 7 発議第 9号 全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書について
- 日程第 8 発議第10号 道路の整備に関する意見書について
- 日程第 9 発議第11号 泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求め る意見書について
- 日程第10 発委第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第11 発委第 4号 コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小 児慢性特定疾患に指定 (難病指定)を求める意見書につい て
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 常任委員会付託事件審査結果報告

(町長提出議案第64号、第65号)

委員長報告 • 質疑

日程第 3 各議案の討論・採決

日程第 3

- (1) 平成24年度別海町一般会計補正予算(第3号) (議案第60号)
- (2) 平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

(議案第61号)

(3) 平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算(第 1号)

(議案第62号)

(4) 平成24年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)

(議案第63号)

- (5) 別海町暴力団排除条例の制定について (議案第64号)
- (6) 別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定 について

(議案第65号)

(7) 別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第66号)

(8) 別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第67号)

(9) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

(議案第68号)

(10) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制 定について

(議案第69号)

(11) 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

(議案第70号)

(12) 町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第71号)

(13) 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の 一部を改正する条例の制定について (議案第72号)

(14) 財産の取得について

(議案第73号)

(15) 財産の取得について (議案第74号)

(16) 財産の取得について

(議案第75号)

- (17) 町道の路線認定及び廃止について (議案第76号)
- (18) 土地改良事業の施行について(議案第77号)
- 日程第 4 発議第 6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組 み」の構築を求める意見書について
- 日程第 5 発議第 7号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求め る意見書について
- 日程第 6 発議第 8号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 日程第 7 発議第 9号 全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書について
- 日程第 8 発議第10号 道路の整備に関する意見書について
- 日程第 9 発議第11号 泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求め る意見書について
- 日程第10 発委第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第11 発委第 4号 コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

〇出席議員(17名)

1番 木 嶋 悦 寛 2番 松 壽 孝 雄 3番 本 一夫 4番 今 西 雄 森 和 浩 6番 沓 澤 原 廣 5番 西 昌 7番 小 林 敏 之 8番 安部 政 博 榮 子 信 9番 瀧 Ш 10番 山 田 12番 松 政 勝 13番 戸田 博 義 原 15番 中 村 14番 戸 田 憲悦 忠 士 男 16番 佐 藤 初 雄 副議長 17番 安 田 輝

議長 18番 渡邊 政 吉

〇欠席議員(1名)

11番 丹 羽 勝 夫

〇出席説明員

町 長 水 沼 猛 副 町 長 磯 田 俊夫 仁 教 育 長 山 長 伸 総務部長竹 中 П 福 祉 部 長 佐 藤 次 春 産業振興部長 有 喜 田 博 監查委員事務局長 上 月 教育部長大島 登 昭 彦 農委事務局長 森 本 哲 男 病院事務長真籠 毅

会計管理者半田雅代 福祉部次長佐藤 英 敏 産業振興部次長 竹 内 伸 康 教育部次長藤 原 繁 光 総合政策課長 浦 山 吉 人 税務課長宮 越 正人 福祉課長佐藤 英 敏 農政課長山 崎 茂 水産みどり課長 小 昌 博 湊 管 理 課 長 小 西 健 夫 上下水道課長 永 野 寛 昭 生涯学習課長 下 地 哲

総務部次長宮部正好 福祉部次長田保 圭 乙 建設水道部次長 永 野 寛 昭 総務課長 正 好 宮 部 財 政 課 長 河 嶋 田鶴枝 町 民 課 長 半 田 三喜男 特養建設準備室長 田 保 圭 乙 環境特別推進室長登藤 和 哉 祐 二 商工観光課長 大 槻 事業課長千葉悦男 学務課長藤原繁光 病院事務課長 佐 藤 一 彦

〇議会事務局出席職員

事務局長土井一典 主 幹山田一志

〇会議録署名議員

 10番 山 田 信

 13番 戸 田 博 義

12番 松 原 政 勝

◎開議宣告

○議長(渡邊政吉君) おはようございます。

少し時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。 ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ち に本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(渡邊政吉君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。 10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長(渡邊政吉君) 日程第2 常任委員会に付託をいたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました議案第64号及び議案第65号について報告を 求めます。

総務文教常任委員長。

〇総務文教常任委員長(佐藤初雄君) 平成24年9月11日開催の第3回の定例会初日におきまして、総務文教常任委員会に付託のありました議案第64号暴力団排除条例の制定についての審査経過と結果について御報告をいたします。

本件につきましては9月13日、丹羽委員を除く5名の委員出席のもと委員会を開催 し、関係部課長の出席を求め、慎重に審議を行い、同日委員会として討論、採決に至った ものであります。

本条例につきましては、平成4年に暴力団対策法の施行により、暴力団の暴力的要求行為等に対し中止命令や再発防止命令を発し、速やかにそれを阻止することが可能となりました。しかし、依然として暴力団は組織の対立抗争等を引き起こしている実態があり、私たち住民の安全を脅かしているとともに、あらゆる手段を使い巧妙に一般社会に深く根を広げ、組織勢力の維持拡大を図っております。

このような情勢の中で、全国的に暴力団排除条例制定の機運が高まり、昨年4月には北海道を含む全国すべての都道府県においてこの条例が施行されているところであります。

このことから、北海道内の各自治体におきましても、条例の制定に向けて取り組まれております。

暴力団の排除対策は社会全体で取り組むことが効果を発揮することから、昨年の北海道が暴力団排除条例を制定したことを機に、中標津警察署管内の4町が歩調を合わせ、この9月議会に提案することとされたところでございます。

この条例は、別海町からの暴力団の排除について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項等を定めるこ

とにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の 健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とするとしてお ります。

この条例の理念は、暴力団の排除は社会全体として暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進しなければならないと定められております。

当委員会では、慎重な審議の結果、別海町暴力団排除条例の制定は、社会経済活動の健全な発展と、町民が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指すために、有効かつ必要であると判断し、出席の委員全員による採決では全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

次に、平成24年9月11日開催の第3回定例会初日において、総務文教常任委員会に付託のありました議案第65号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の制定についての審査経過と結果について御報告をいたします。

本件につきましては、9月13日、丹羽委員を除く5名の委員出席のもと委員会を開催 し、関係部課長等の出席を求め慎重に審議を行い、同日委員会として討論採決に至ったも のであります。

現在、公民館に関する条例は、別海町公民館条例と別海町公民館使用条例の二本立てとなっております。また、使用に関する規定が別海町公民館条例と別海町公民館規則に、それぞれ掲げられているなど複雑になっております。

本来、公の施設の使用規定は、一般的には管理条例で規定されるものであり、また、条例が複数存在することにより町民がわかりにくい状況にあることから、現条例別海町公民館条例と別海町公民館使用条例を廃止し、この2本の条例を一元化して新たに別海町公民館設置及び管理等に関する条例を制定するものであります。

新たに制定する条例と現条例との相違点といたしましては、1点目に、第10条の使用の許可についてであります。

現条例では公民館長の許可を受けなければならないとありますが、新条例では教育委員 会の許可を受けることに変更しております。

2点目に、現条例の使用の許可の中で、使用を許可しない項目の中に社会教育法第23条第1項とあったものを削除いたしました。理由といたしましては、社会教育法第23条第1項の解釈が難しいことから、町民等の誤った解釈を避けるために削除したものであります。

次に、今回新たに、使用を許可する上で各公民館に差異が生じないように、また使用を申請する者が理解しやすいように別海町公民館使用許可に関する取り扱い基準が設けられましたが、その説明を受けました。

最初に、公民館という教育施設が、社会教育法第5章の第20条から第42条で、その目的・事業・運営方針・職員・罰則等、細かく規定されており、市民会館や文化会館、生涯学習センター等、ほかの集会施設とは異なることについて説明がありました。

社会教育法第21条公民館の事業として6項目が掲げられ、特に6号ではその施設を住民の集会その他の公共的利用に寄与することと規定され、いわゆる施設を住民の利用に供することも重要な事業の一つであると示しております。

問題となった社会教育法第23条公民館の運営方針について、公民館が行うことだけを 範囲とするか、利用する側にも範囲が及ぶかについては、昭和30年の千葉県教育委員会 が文部省に照会しており、当時の文科省社会教育局長の回答が次のように示されておりま す。

照会文ということで、「公民館の施設を、特定政党の利害に関する事業のために、当該 特定政党に貸すことは社会教育法第23条第1項第2号の規定に抵触するのか。」との問 いに対しまして、回答文では、「特定政党に貸すという事実のみで直ちに法に該当すると は言えない。当該事業の目的及び内容が、特定の政党の利害のみに関するものであって、 社会教育施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められる場合は、法第23条の 規定に該当すると解されるので注意を要する。」との見解が示されております。

以上の文部省の回答からも、法23条が施設を利用する側にも範囲が及ぶことが明確で、また、公民館に関する参考文献等にもその範囲が及ぶ内容で取り扱いが記されております。

この回答は、政党や政治団体など、団体をもって判断し使用を制限するものではなく、 当該団体がどんな内容で公民館を利用するかで注意をするように示しております。

今回策定した取り扱い基準の中では、文部省社会教育局長回答である特定政党の利害に のみ関するものであって、社会教育施設の目的及び性格にふさわしくないと認められる場 合を、明確に示したところであります。

町民の学習機会として広く実施する政治的な後援会等は許可するが、政党・政治団体が 党員、あるいは団体会員のみを対象として行う総会や後援会、報告会、及び運営にかかる 事務作業は許可しないこととしております。

次に、判断についてであります。申請書をもって使用目的や内容を調査し、条例・使用 基準に反しないか確認の上、判断することとなっております。

次に、政党・政治団体と公民館サークルの違いについて、設立目的の説明がありました。

①政党、政治において政策や共通点のあるもの同士が集まって、意見の集約と統一された政策の形成を図り、政策の実現に向けての活動として、政権を担当もしくは目標とし、議会の運営の基本単位になるなどを行う組織または団体のことを指す。

②政治団体といたしましては、政治活動を目的に総務省に届け出て、設立された団体のこと、政治上の主義とか主張を展開したり、特定の政治家を支援したりといった政治活動をするために組織される。政党から小規模な地域団体まで幅広く全国で5,000団体を超えております。

③公民館サークル、公民館施設を利用して自主的に生涯学習活動を行う団体。

そもそも、今回の利用基準は、公民館の利用を狭めることを目的につくったものではなく、政党・政治団体であっても、町民学習機会を提供する場合は利用を許可することとしております。

自治体によっては、企業・政治・宗教等の団体に一切貸さない自治体もあるようですが、別海町教育委員会としては、社会教育法第23条を広くとらえるのではなく、狭く解釈し、できるだけ多くの町民に利用してもらうように本取り扱い基準を作成したものであります。

当委員会では、慎重な審議の結果、別海町公民館設置及び管理等に関する条例の制定は、公民館が町民の生涯学習の拠点となり、中立性を保ち、かつ、多くの町民が平等に利

用しやすくするために現条例別海町公民館条例と別海町公民館使用条例を廃止し、この2本の条例を一元化して、新たな別海町公民館設置及び管理等に関する条例の制定が妥当であると判断し、出席委員全員による採決では、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長(渡邊政吉君) 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番(中村忠士君) 町側からの提案説明等の質疑の中でも質問をいたしまして、ぜひ委員会でその点、慎重に論議してほしいという要望も出しておりました。そういうところから幾つか質問したいと思うのですけれども、取り扱い基準のことについて、今、いろいろ町側からも説明をもらったのだということでの説明がありました。審議もされたのだろうなというふうには思うのですけれども、その取り扱い基準、とりわけ第11条の2項の(6)の部分について、町側からは5点具体例として出てきていましたね。その中で、例えば、党員だけの集まりというのは許可しないのだというような説明だったかなというふうに思うのですけれども、党員だけの集まりかどうかというふうなことをどう判断するのだと聞きました。これ判断できないのではないかと。判断するとしたら、一人一人が党員かどうかということを調査しなければならないわけですよね。それは個人のプライバシーの問題になって大問題でもあるというふうに、私は思います。だから、どうやって判断するのだろうと非常に大きな疑問がありましたので、その点をお聞きしたのですが、そういうことについては、委員会ではどういう論議があったでしょうか。

それから、取り扱い基準の中の(6)の具体例としての5番目に、その他政治的中立性を疑われるものについては許可しないのだというお話があったと思うのです。この政治的中立性を疑われるということについて、これはどういうふうな判断基準があるのだろうかと。これも非常に広範囲にとらえられたら問題が生じるというふうに思って、どういう判断がされるのだというふうな聞き方をしたのですが、この点についても委員会でどういうふうな審議がされたか、お聞きします。

○議長(渡邊政吉君) ちょっと質問者に申し上げます。今、委員長が議案2本報告いたましたので、冒頭に議案のどちらかを言うようにお願いいたします。今の中村議員は、65号ですね。

それでは、総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤初雄君) これにつきましては、この間の13日だけでなく、その前のときにも報告を受けながら、また、この間の全員協議会、そして、これの説明会の中でも皆さんの意見があって、それを踏まえて常任委員会が5人臨んで、その中でいるいろお話をされておりますし、今、どこで中立性を保つのだというふうなことでございます。これにつきましては、公民館というのは一つの制約がありまして、その中で公共的活動を行うのだと。よって、営利的、政党的、宗教的というものは中立でいくのだということで、特定の一党一派に属しての貸し付けではなく広く町民に門を広げていくのだというふうなことの中でおっておりますので、この人がどうだこうだということにつきましては、特にその現場ではなかなか判断はしづらいですけれども、1週間の申込期間が使用

する期間までありますので、今までは公民館で受け付けしてまして、同じ額ですけれど も、今後さらに要望というか、教育委員会含めまして相談しながら進めるということだ と、こういうふうに解釈をいたしております。

- 〇議長(渡邊政吉君) 中村議員。
- **〇15番(中村忠士君)** 質問したこととお答えの間にはちょっと食い違いがあるような気がするので、もう一度お聞きします。

取り扱い基準の中の2番目だったと思いますが、(6) についての2番目、文言はもっとあったと思いますが、中心的には党員だけの集まりについて、これは許可しないのだということがあると記憶しています。だからその党員だけの集まりかどうかと、参加している人が党員かどうかということをどう判断するのだと。判断するとしたら、それは一人一人の調査が必要になるだろうというふうに思うのですよ。そんな調査をするのかということも含めて、これは大きな問題になるのではないだろうかというふうに思いますので、そういう点について論議されたかどうかをお聞きしたのです。

そして、もう一つ、その5番目に政治的中立性を疑われるものは許可しないというふうにあったと。その政治的中立性を疑われるという判断はどういうふうな基準で判断されるのかということについて、委員会の審議内容についてお聞きしたわけです。

- 〇議長(渡邊政吉君) 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(佐藤初雄君) これにつきましては、中立というか特定の行動、要するに公共的行動であれば、例えば後援会活動であっても公民館でやった場合は公民館の職員を含めて、他に対していろいろな威圧とか宣伝とか、加入申込みとか、そういうことでない限りは政策的活動とか、そういうもとにつきましては活動の範疇で許されるというか、使用許可が出ると、こういうことでございます。
- ○議長(渡邊政吉君) 中村議員、よろしいでございますか。 中村議員。
- **〇15番(中村忠士君)** どういうふうに申し上げたらいいのか、ちょっと2点質問したのですよね。そのことについてもう1回聞きます。
- 〇議長(渡邊政吉君) 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(佐藤初雄君) その中立性というのは、普通は公民館の設置条例 から言いましても、先ほどから申しましているように、公共施設の概念の中で、みんなが 広く一般教養なり福祉の増進含めまして、文化を含めまして利用するのだという定義の中ですから、たとえ今言われたように中立性が保つ、特別社会的いろんな意味で左右するのでない限りは、政策的活動の中であれば許可を得て活動ができるということで、ほとんどのものは対象になって活動できると、そういう解釈を説明を受けております。
- O議長(渡邊政告君) ほかに御質問ある方ございますか。 1番木嶋議員。
- **○1番(木嶋悦寛君)** 何か私見を述べられているような感じで、本当に委員会の中ではなされたのかどうかちょっとわからないのですけれども、私の質問としては、前回のときに、通常のサークル活動と政党の活動自体のその根本的に何が違うのかと。要するに、そういうことを差別することはどういうことでそういうことを差別したのかということを聞いていました。それについて、委員会の中でどのように審議されたのかお伺いします。
- 〇議長(渡邊政吉君) 総務文教常任委員長。
- 〇総務文教常任委員長(佐藤初雄君) 公民館のサークル活動というのは自主的に生涯学

習の延長というか、そういう活動を行う団体だということと、政党と政治団体の区別は当 然差があるのかなと、こういうことでございました。

- 〇議長(渡邊政吉君) 木嶋議員。
- ○1番(木嶋悦寛君) 生涯学習と言いましたけれども、その生涯学習にかかわることというのは、あらゆることがやっぱり対象になるわけで、その中に政治ですとか、そういうものも含まれても当然かと思います。政治団体も別に自分たちの利益のためだけに活動しているわけではありません。町民に広く町民のため国のために何ができるかということで、一生懸命活動しているわけですから、それがそのサークル活動と何の違いがあるかということをお聞きして、それが果たして委員会の中でちゃんと話し合われたのでしょうか、それをお聞きします。
- 〇議長(渡邊政吉君) 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(佐藤初雄君) その点につきましては、いろいろ説明を受けた中で判断をしました。
- ○議長(渡邊政告君) 木嶋議員、よろしいですか。 木嶋議員。
- **○1番(木嶋悦寛君)** ちょっといまいち答えがよく内容がわからないのですけれども、 もう一度お願いします。
- 〇議長(渡邊政吉君) 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(佐藤初雄君) その件につきましては、広く広義、政治団体あるいはサークルという概念の説明が事務当局からございまして、それについて特別な議論はございませんでした。

以上です。

○議長(渡邊政吉君) ほかに御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

(仮返以口石) ないようてこといよりのて、以上で貝姓を形わりより。

◎日程第3 各議案の討論・採決

- ○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第3 各議案の討論・採決を行います。 まず初めに、議案第60号平成24年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。 15番中村議員。
- **〇15番(中村忠士君)** 一般会計補正予算(第3号)に、反対する立場で討論をいたします。

反対理由は、商工費、観光費の交流センター負担金に対する疑問が、これまでの論議の中で払拭されなかったということであります。

交流センター郊楽苑に対する私の基本的立場は、第1に、別海本町に入浴施設は必要であり、その意味で現在の郊楽苑が閉鎖されたら困るという町民がいるという現実を踏まえる。

第2に、施設を賃貸している以上、町は貸し手責任を果たさなければならないという点であり、これは提案者である町と基本的には変わりません。

このことから、私は交流センター補修事業の調査委託料や法定点検料などについては、 町の負担は必要であろうと考えています。しかし、交流センター負担金の過去の改修等経 費2,378万6,000円について、全員協議会、本会議での質疑、また、産業建設常任 委員会での質疑などを通してわかったことは、一つ、町側の承諾がないまま株式会社郊楽 苑側が修繕等を実施しており、例えばカーペットやクロスの張りかえが妥当であるかどうか、実地見聞を含めた検証が行われておらず、また、今となってはその検証が不可能であること。

二つ目、実施された修繕等に関し、領収書等支出証拠書類と突き合わせ、金額等の妥当性があるかどうかの精査・検証を行った上で、金額の確定をして提案すべきところを、その突き合わせを行わないまま提案していること。この2点が判明したわけですが、これは補正予算の提案としては重大な欠陥であります。

これまでの審議において担当職員の方は、私たちの質問等に答えるべく努力をされたと思います。担当職員の方の御努力には敬意を表します。しかし、そのような努力にもかかわらず、前述したように肝心な部分での疑問が残ってしまいました。重要な事項について、疑問があるまま提案に賛成するわけにはいかないという姿勢を持ち、それを貫くことは町民に選ばれた議員の使命でもあると私は思っています。

さきのまちづくり懇談会でも、この問題に対しこれまでの第3セクター時代に何千万円も出してきたのだから、ここで2,000万円や3,000万円払ったっていいのではないかという悪い安易な考え方でやってほしくないという厳しい意見もありましたが、全くそのとおりであり、これが大方の町民の見方、考え方だと思います。

私は、こうした町民の思いをしっかり受けとめて不十分な提案は取り下げ、しっかりと 論議できるよう準備を整えた上で、臨時議会なり、次回の定例議会などに提案すべきだっ たと思っています。そのことを申し添えて、本議案に対する反対討論といたします。 以上です。

○議長(渡邊政吉君) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。 7番小林議員。

○7番(小林敏之君) 動議を提出いたします。

ただいま可決されました議案第60号についての附帯決議を提出したいので、議長においてお取り上げいただくよう希望いたします。

○議長(渡邊政吉君) 賛成者ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇議長(渡邊政吉君) ただいま、小林議員から議案第60号の附帯決議提案の動議が提出されました。

賛成者もおりまして、この動議は成立いたしました。

議案第60号の附帯決議提案の動議を議題として、採決をいたします。

なお、この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

もう一度申し上げます。

今、小林議員から動議が提案されましたので、その動議を議題として取り扱うことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(渡邊政吉君) 起立多数です。

したがって、議案第60号の附帯決議提案の動議は、可決されました。

したがって、議案第60号の附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、議題といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第60号の附帯決議

○議長(渡邊政吉君) 追加日程第1 議案第60号の附帯決議を議題といたします。 内容について説明を求めます。

7番小林議員。

〇7番(小林敏之君) 附帯決議案提案理由書です。

平成24年度別海町一般会計補正予算に対する附帯決議の内容について御説明申し上げます。

去る8月30日に産業建設常任委員会へ、今般の補正予算の概要が示され、旧交流センター(郊楽苑) 関連予算について審議を進めてまいりました。

既に、7月にはまちづくり懇談会において、町長は、契約書の不備を認め、町として相応の負担をしなければならないと明言されておられたところですが、実際に審議を進める中では、議会として説明責任を果たすべく、根拠になる資料と時間的余裕が満たされないまま時間切れとなってしまったとの感想を持たざるを得ない状況です。

旧交流センター (郊楽苑) がなくなってもいいという町民・議員はおりません。しかし、なぜ町が不適当な契約を締結し、相手側に不当な負担を強いてしまったのか、間違いは間違いとして、その反省に立ってこれからの旧交流センター (郊楽苑) の運営に生かしていく方策を見出すことが必要であると考えているところであります。

したがって、議会として議案の是非を単に採決するだけではなくて今回は、執行機関に 対する要望と注意を喚起する意味合いから、附帯決議を提案するものでございます。

内容につきましては決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成24年度別海町一般会計補正予算に対する附帯決議。

町長は、本補正予算の執行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1、厳しい財政状況の中で、多額の予算を投じることになる旧交流センターに関する管理経費の支出に当たっては、まちづくり懇談会等の町民の意見を踏まえ、内容の精査を確実に実行するとともに、計画的な保全・活用に努めること。
- 2、町民の財産である旧交流センターの施設の保全等については、より多くの町民から 理解が得られるよう別海町自治基本条例の基本理念に基づき情報公開を一層進め、適正な 契約等の締結及び履行に努めること。

3、行政は、計画や議案等の提案に当たり、町民や議会がそれぞれの役割と責任を十分 果たすことできるよう資料提供及び審議時間の確保等に配慮をすること。

右、決議する。

以上であります。御審議の上、御決定を賜りますようお願いします。

○議長(渡邊政吉君) 議案第60号の附帯決議について、内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号の附帯決議は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成24年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成24年度別海町介護保険特別会計補正予算の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成24年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号別海町暴力団排除条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号別海町公民館の設置及び管理等に関する条例の制定についての討論 に入ります。

9番瀧川議員。

○9番(瀧川榮子君) 反対の立場で討論いたします。

公民館使用の許可において、使用の制限をしています。十分理解でき、賛成できる部分がありますが、賛成できない部分として5の管理上の支障があるとき、6の教育委員会において不適当と認めるときとしている中で、あらかじめ教育委員会が決めている内容についてです。

その細かな内容は11日の説明により、これまで公民館使用条例の中の使用許可しないとした部分の社会教育法第23条第1項に該当すると認めるときの文言が、今回削除されているものの内容は生きているということがわかりました。

公民館は中立性を保ち広く町民に開かれる場であるべきではないでしょうか。説明された内容は公民館の使用制限として残り、使用制限に該当しないか審査され、今後も利用できない状況をつくっていくことになります。そうした理由から、反対といたします。

○議長(渡邊政吉君) ほかに討論ございますか。

原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(渡邊政吉君) 次に、議案第66号別海町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号別海町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての討

論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の 制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号町立別海病院条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

ございますか。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する 条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号財産の取得について、スクールバスの討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号財産の取得について、高規格救急自動車の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号財産の取得について、じん芥収集車の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(渡邊政告君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第77号土地改良事業の施行についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。 それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長(渡邊政吉君) ここで、お諮りします。

日程第4 発議第6号から日程第9 発議第11号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第6号から日程第9 発議第11号までの6件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第6号

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 発議第6号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

3番森本議員。

○3番(森本一夫君) まずは意見書の提案理由ですが、温室効果ガスの削減は地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、我が国は京都議定書において、平成20年から24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられており、そのうち3.8%を森林吸収量により確保することとしています。

このような中、地球温暖化対策のための税が導入される一方、地方の財源確保については平成24年度税制改正大綱において、平成25年実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされています。

地球温暖化防止をより確実なものとするには山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であるものの、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあることから、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みづくりが早急に図られるよう本意見書を提案するも

のであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第6号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政告殿。

提出者、別海町議会議員、森本一夫。

賛成者、同佐藤初雄、同安田輝男、同戸田憲悦、同今西和雄。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ 喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環 境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林 吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については平成24年度税制改 正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者 不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久 的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、国家戦略担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊政吉君) 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第7号

〇議長(渡邊政吉君) 次に、日程第5 発議第7号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

4番今西議員。

〇4番(今西和雄君) 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見 書の内容について御説明申し上げます。

提案理由です。

言うまでもなく、全国津々浦々どのような地域においても等しく教育を受ける義務があります。地域はもちろん国の繁栄はしっかりとした教育の保障があればこそです。

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、すべての国民に対して義務教育を保障するための、憲法に基づく国の重要な責務であります。また、義務教育費国庫負担制度の堅持は、すべての子供たちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、未来を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものであります。

しかし、平成18年度より義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方教育財政への圧迫が懸念されています。広大な地域に小規模校が点在し、多くのへき地を有する本道はもちろん、我が町においても教育水準の低下をもたらしかねない状況にあります。

また、準要保護などの就学援助受給家庭の増加も見られることから、各種制度の充実、さらに、災害時には地域住民の緊急避難場所としての機能を果たす、校舎等の耐震化なども喫緊の課題となっています。

これらのことから、国においては、義務教育費国庫負担制度、教科書の無償給与の堅持、並びに地方交付税等を含む義務教育の確保・拡充を強く要望する本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第7号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政告殿。

提出者、別海町議会議員、今西和雄。

賛成者、同佐藤初雄、同安田輝男、同戸田憲悦、同森本一夫。

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全国のどの地域においても、すべての 国民に対して義務教育を保障するための、憲法の要請に基づく国の重要な責務である

このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、すべての子供たちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、未来を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度より義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まる中、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する本道においては、教育財産の逼迫が、全国水準との格差や市町村間での格差など、本道の教育水準の低下をもたらしかねない状況にある。

また、低所得者層の増大を要因とする準要保護などの就学援助受給家庭の増加も見られ、就学援助制度や奨学金制度の充実、さらに学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として極めて重要な役割を果たすもので、校舎等の耐震化なども喫緊の課題となっている。

よって、国においては、公教育に地域格差が生ずることのないよう、義務教育費国庫負担制度、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。以上であります。

御審議の上、議員各位の賛同を賜り、速やかな御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(渡邊政吉君) 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第8号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第6 発議第8号保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

1番木嶋議員。

〇1番(木嶋悦寛君) 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の内容について説明申し上げます。

提案理由ですが、予防歯科は虫歯や歯周病などの口腔内のトラブルを未然に防ぎ、全身の健康維持や生活習慣病の予防につながります。また、高齢者においては介護予防や生活の質の向上などに効果があることが確認されています。

こうした予防歯科推進のためには、本人の意識はもとより歯科医による継続的なメンテナンスが必要であります。しかし、財政難を理由に低く抑えられた歯科診療報酬や、患者の窓口での一部自己負担増がこの予防歯科推進にブレーキをかけているといっても過言ではありません。

さらに、安全で効果があると言われている治療法について、長年日常的に行われている のにもかかわらず、ここ30年間保険適用範囲が広がっておらず、このことも患者が健康 に生活したいという権利と治療の機会を奪うものであります。

歯科医療を取り巻く環境は、医師はもとより歯科技工士や歯科衛生士など歯科医療を支える従事者の厳しい労働環境から、担い手不足など新たな問題を生み出しています。

国民の健康を守り、医療費の削減にも効果が認められる予防歯科医療に積極的に取り組めるよう抜本的な歯科医療政策の見直しが必要と考え、本意見書を提出するものであります。

以下、朗読をもって内容の説明にかえさせていただきます。

発議第8号保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政告殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同松原政勝、同西原浩、同山田信、同瀧川榮子。

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書。

予防歯科を進めることは、虫歯や歯周病などを防ぎ、歯や口腔を健康な状態に保つことができる。これは全身の健康維持や生活習慣病の予防や介護予防などに効果があることから、医科診療費を抑制し、国民医療費の節減にも役立っていることが明らかにされている。

しかし、1983年以降、財政難を理由に医療機関の窓口で支払う一部自己負担が引き上げられてきた。さらに、長年にわたって安全で効果があると進められてきた治療法に関して新しい技術の保険導入がほとんど行われず、高額な保険外診療ゆえに国民の治療機会を奪うことになっている。

診療報酬についても2006年の改定において、歯科分野の診療報酬が大幅に引き下げられており、現行の診療報酬では安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科 医療機関に求めるものとなっている。 また、低く抑えられた診療報酬は、歯科医師だけでなく、歯科医療を支える従事者たちを取り巻く労働環境をも厳しくしており、各地の歯科衛生士、歯科技工士養成所で定員割れが起きるなど、将来の歯科医療そのものさえ危ぶまれる状況に陥っている。

多くの国民は、安全で継続的な歯科診療の提供を強く望んでいる。

よって、国は、すべての国民が安心して充実した歯科医療を保険で受けられるよう、次の事項について施策を講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、歯科診療報酬を引き上げるとともに、医療費の患者一部自己負担を軽減すること。
- 2、有効性、安全性の確立されている歯科治療法や日常一般的に行われている歯科診療 を保険対象とすること。
 - 3、8020運動など予防歯科を柱とした歯科保健対策を一層充実、強化すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政告。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同を賜り速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊政吉君) 発議第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政告君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第9号

〇議長(渡邊政吉君) 次に、日程第7 発議第9号全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

10番山田議員。

〇10番(山田 信君) 全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書の内容について 説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、協会けんぽは、主に中小企業等の従業員とその家族が加入する医療保険者であり、本町においても多くの事業所が加入している状況であります。道内では約7万6,000の事業所において約170万人の方が加入しております。

日本、そして本町の経済・雇用を支える中小企業等は、長引く景気低迷から厳しい経営

状況が続く一方、企業実績にかかわらず納付が義務づけられている健康保険料負担は、3年連続で引き上げられ、平成24年度は10%に達する状況となります。今後も保険料の率の上昇が危惧されるところであります。

これらのことから、協会けんぽに対する国庫補助金の現在の16.4%の補助率を健康保険法本則上限の20%に引き上げるなど、適切な措置を講ずるよう強く要望することが必要と考え、本意見書を提出するものであります。

それでは、内容については、議案の朗読をもってかえさせていただきます。

議案第9号全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、山田信。

賛成者、同松原政勝、同西原浩、同瀧川榮子、同木嶋悦寛。

全国健康保険協会管掌健康保険に関する意見書。

全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)は、主に中小企業等の 従業員とその家族が加入する医療保険者であり、道内では約7万6,000の事業所にお いて約170万人の方が加入しており、全国では約160万社、加入者数は約3,500 万人と国民の3.6人に1人となっております。

日本の経済・雇用を支える中小企業等は、長引く景気低迷の影響を受け、厳しい経営状況が続いている一方、企業実績にかかわらず納付が義務づけられる健康保険料負担は、全国で平均8.2%となっていた保険料率が3年連続で引き上げられ、平成24年度は10%に達する状況となり、今後も高齢者医療への拠出金の増加などから保険料率の上昇が危惧されるところであります。

よって、国においては、協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の20%に引き上げるなど、保険料負担の軽減を図るための適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政告。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(渡邊政吉君) 発議第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第10号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第8 発議第10号道路の整備に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

6番沓澤議員。

○6番(沓澤昌廣君) それでは、道路の整備に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

北海道は、広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、根釧地域に おいても、主たる産業である酪農家の個人所有面積が、1戸平均で80ヘクタールを超え るなど、特に広域分散型となっております。

冬は積雪が少なく、厳しい気象条件にあり、土壌の凍結が深いことから、凍上防止のための費用がかさむ状況にあります。

一方で、農業機械の大型化などにより、老朽化する道路施設の更新など、道路を取り巻 く課題は多くなっています。

こうしたことから、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算 を確保するとともに、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって使い勝手のよい制度 とすることが重要であることを考え、本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第10号道路の整備に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政告殿。

提出者、別海町議会議員、沓澤昌廣。

賛成者、同小林敏之、同中村忠士、同戸田博義、同安部政博、同松壽孝雄。

道路の整備に関する意見書

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の移送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、地域医療の充実に加え、大規模災害時には復旧作業や被災者支援の物資輸送に大きな役割を果たすなどから、道民の安全で安心な生活を確保する上で

の重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

よって、国においては、このような状況を踏まえ道路整備の充実・強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記。

- 1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着工区間や基本計画区間などについて、早期の事業化を図ること。
- 2、冬期交通における安全性の確保、交通事故対策を初め、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。
- 3、自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
- 4、高度成長期に整備された道路施設の老朽化に対応するため、計画的な維持補修により施設の長寿命化を図ること。
- 5、平成23年度に創設された地域自主戦略交付金(一括交付金)については、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、さらなる制度の充実を図るとともに必要な予算額を確保すること。
- 6、事業に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、地域の ニーズを反映させ、昨年暫定案として示された防災機能の評価手法の充実に加え、救急医療や観光への貢献といった交通量によらない多様な効果を考慮した評価手法となるよう検討すること。
- 7、地域が緊急的に対応しなければならない課題にこたえるための地方特定道路整備事業を継続すること。また、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。
- 8、泊発電所周辺において、避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路 について、国の負担を強化することなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切 な維持を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。 以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(渡邊政吉君) 発議第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第11号

〇議長(渡邊政吉君) 次に、日程第9 発議第11号泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

9番瀧川議員。

○9番(瀧川榮子君) 発議第11号泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

福島原発事故から1年6カ月が経過しました。いまだに福島県民16万人が避難生活を 余儀なくされています。地域経済も自然環境も破壊され、事故収束の見通しも立っていま せん。事故現場では汚水のタンクの列がふえるばかりです。

もし泊原発で福島第一原発のような事故が起きれば、道内全域に放射性物質が拡散し、 住む人も自然も産業も地域経済も重大な影響を受けることは必至です。

政府が行った原発に対するパブリックコメントでの集計結果が出され始めています。寄せられた声は8万9,124件と異例の数が寄せられ、国民の原発に対する関心の高さが示されました。この集計でも9割が脱原発の意見を伝えています。

原子力発電所では原発事故が起きた際に、現場の対応拠点となる建物として、免震器の設置が重要ですが、泊原発にはありません。建設予定されていますが、完成は2015年です。その上、泊原発周辺の原発事故時の避難道路は2022年の完成で、整備はこれから10年の年月を必要とされています。免震塔がなく避難の道も確保されないままの再稼働への道は人命を軽視したものにほかなりません。

また、泊原発周辺での活断層が連動する可能性が指摘されています。昨年3月11日に発生した地震による福島原発事故は、国が原発の耐震強度に考慮要しない断層としていた断層帯が連動し、マグニチュード9.0の大地震を発生させ、津波を伴った大災害となりました。同じことが泊原発にも想定されます。

北海道の大切な仕事は日本の食糧の基地としての役割を担うことだと考えます。原発事故がひとたび起こるとこの役割を放棄しなければなりません。また、忘れてならない重大な問題は原発は使用済み核燃料の最終処理方法が定まっていないということです。

日本学術会議は今月11日に最長で数百年、暫定保管している間に最終処分の技術開発を進めるべきという報告書を内閣府原子力委員会に提出しました。これから数百年もかけて最終処理技術を開発する、その後も保管し続けなければならない廃棄物は残り続けます。これからの命、未来の子供たちに残すには余りにも過酷であり、今生きている私たち

が責任を負えるものではありません。

この夏、全国的に電力不足が盛んに宣伝され、計画停電という言葉に電気を必要とする 産業界は不安に駆られました。しかし、過酷な夏日を計画停電なしに乗り越えました。道 内各地ではメガソーラーなどが計画され、建設が進められようとしています。さまざまな ところでできる範囲の節電と自然の中からなど、新たなエネルギーを生み出し安心して生 活できる道を選び始めています。

よって、泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求める意見書を提案する ものです。

内容については朗読をもってかえさせていただきます。

発議第11号泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政告殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同中村忠士、同木嶋悦寛。

泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を求める意見書。

昨年3月11日の福島の原発事故から1年5カ月が経過しますが、いまだに福島県民の約16万人が避難生活を余儀なくされ、家も仕事も奪われ、地域経済も自然環境も破壊され、事故収束の見通しも立たないままです。福島原発事故はいまだ原因究明に至っておらず、収束もしていません。

泊原発で福島第一原発のような事故が起きれば、泊原発から60から70キロ圏の札幌市を初め、道内に放射性物質が拡散し、農業も漁業も林業も製造業も観光もすべての地域経済が壊滅的な被害を受け、日常生活を送る住民と地域社会が重大な影響を受けることは必至です。

その影響は一時的なものではなく、今生きている世代だけで責任を負えるのではありません。

泊原発周辺の活断層の検証も途上のままであり、活断層が連動する可能性が指摘されています。道民世論は泊原発の再稼働に対し反対が多数です。今、政府や北海道電力、そして道政がやるべきことは、危険で無謀きわまりない再稼働ではなく、多数の民意にこたえ原発からの撤退の政治決断です。再稼働をやめ原発に頼らない北海道を実現し、原発の危険から道民の命と健康、暮らしと営業、地域社会を守り、日本の食糧基地としての役割を担い続けることです。

泊原発の再稼働をやめ原発に頼らない北海道の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政告。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事。

以上であります。御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(渡邊政吉君) 発議第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

12番松原議員。

〇12番(松原政勝君) ただいま瀧川議員の意見書の提出でございます、泊原発の再稼働を反対するという意見書でございますが、まさに今、国内、道内の世論はそのとおりだと思います。もう原発をゼロにして安全な社会をつくる。さらには、世界的にもこの原発がないほうがいいという、そういう考え方はまことにそのとおりだと思います。

夏場の節電については、北海道は何とか我慢もできたし、初めての節電だったけれども、それがむしろ大成功で数パーセント電力の余力を持ったという、今報告をされております。

ただ、これから迎える冬場の電力事情でございますが、北海道は特に厳寒期12月から4月までございます。そういう中で大変厳しい冬を迎える中で、夏とは全く異なるわけでございます。北海道の夏は我慢すると本当にクーラーも要らないし、扇風機も要らないです、我慢できれば、でも冬はそうはいきません。そうでなくても冬のそれこそひとり暮らしの老人とかそういった人たちは、水道の凍結とか、さらにはまた本当に燃料切れとかということで本当に痛ましい事故が起きているわけでございます。特にこの12月から冬場を迎えると日照時間が短く、さらには電気とか、それから暖房、これはもう切ることができないわけでございます。

さらには、降雪時期になるとロードヒーティング、こういうものをずっと入れておかないと道路事情が全くストップするという事情があるわけでございます。そういう意見書の提出については私たちもその内容については理解を示さないわけではございませんけれども、意見書の提出について、こういう北海道の事情こういうことも十分考えた上で意見書の提出になったのか、そこら辺をまずお伺いしたいと思います。

それから、現在の再生エネルギーの事情でございますけれども、現在日本で使われている電力事情の再生エネルギーというのはわずか4%しかないわけです。もう世界でも一番日本がおくれてるわけでございます。やはり私たちはこの再生エネルギーが確立されるまでは、現在の電力事情に頼らざるを得ないと、このように思いますが、まず、提出者の瀧川議員にお伺いいたします。

〇議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

〇9番(瀧川榮子君) 夏場は本当に全国的に厳しい状況にありました。お互いにこれまでも電力をないところはあるところに、あるところはないところにというようなことで、譲り合って電力供給をしてきたということの中で、それでもこの夏、電気が余っているということの中で、この意見書の今議員の質問があったのですけれども、やっていけるということです。

それと毎日、北海道新聞の第1面にお電気予報というのが載っているのですけれども、 かなりの電力の供給余力があるというようなことから考えて、冬場に向かっても対応して いけるのではないかということで考えました。

そして、この再生余力、自然エネルギーの日本では4%しかないということなのですけれども、それでも今、ことし5月5日に原発はすべてとまりました。とまった後で大飯原発というところは動き始めたのですけれども、その原発の発電されている電気、そのわずかのところだけが再稼働しただけで、電気は十分賄えたというのと。それから、その原発の再稼働して発電したその電気の量よりも、まだ余ったということで、原発が再稼働しなくても電気による余力はあったというようなことから、この意見書の提出はしていきたい

と考えました。

○議長(渡邊政告君) 松原議員よろしいですか。
松原議員。

○12番(松原政勝君) 先ほども申し上げましたのですけれども、夏の節電については 私たちも初めての経験で大変不安だったけれども、夏はやっぱり我慢できたのです。北海 道はこれだけ暑かったです。いまだ現在暑いのですけれども、これでも要するに数パーセ ント余ったという電力の余力ができわけです。でも夏と冬とは全く北海道の事情は違いま す。そういう意味では本当に厳しいこれから冬期間を迎えるときに、果たしてこういう原 発の稼働が全部ゼロになっていいのかということを、私は疑問に思って質問したところで ございます。

以上でございます。

- ○議長(渡邊政吉君) 答弁はよろしいのですか。
- ○12番(松原政勝君) はい。
- ○議長(渡邊政吉君) ほかに御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございますか。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

山田議員。

〇10番(山田 信君) 反対の立場といいますか、この意見書の提出が時期尚早ではないかなという思いで、今回の意見書に反対いたしたいと思います。

理由は先ほど質疑の中で、松原議員がほとんど話していただいたのですけれども、今朝の新聞ですけれども、政府は大体原発ゼロに向かって方向を切っているという今状況にあります。原発を今ゼロにしなさいと言っても、こういう危険なものですから、すぐになくなるという状況ではありません。相当な時間もかかります。

それから、これからの夏は、先ほど松原議員が言われたとおり、ほかは暑かったですけれども、道東のほうは私はそんなに一昨年以上よりは暑いとは感じておりません。そういう意味では、電気需要もそんなになかったのではないかなと。ただ、冬場はやはり違います。第1次産業のこの町にとって、電気は本当に欠かすことのできないものだと思います。酪農しかり、それから漁業しかり、みんな冷凍庫を持ったり、搾乳したりするのに電気は必ず必要ですし、これがとまったらとんでもないことになります。そういう意味で今朝の新聞にも載ってましたけれども、その泊原発、ことしの冬は動かない予想だということになっているようです。そういう意味ではことしの冬の様子を見てから、そして本当にまるっきり足りなくなるのか、それでも余るのか、それからでも私は遅くないのではないのかというふうに考えております。

基本的には原発ゼロという思いは瀧川議員の意見書のとおり、そういう意味では賛同いたしますけれども、現時点での原発ゼロの意見書については反対いたします。

- ○議長(渡邊政吉君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番木嶋議員。
- ○1番(木嶋悦寛君) 賛成の立場で討論させていただきます。 毎日食べる食事、その食材はさまざまな土地から集まってきます。今、遺伝子組みかえ

でないかとか、残留農薬はないかとか、添加物はどんなものが使われているのかとか、そんなことを気にしながらこれまで買い物をされていたと思います。しかし、今はさらにそれに放射能汚染はあるのかないかということが、目には見えない得体の知れない相手に恐怖さえ感じる日々であります。一体なぜこんなことが起こったのでしょうか。だれが悪魔のような放射能をばらまいたのでしょうか。

1939年、ある物理学者は原子核分裂の理論を発表しました。数年後この理論をもとにつくられた原子爆弾が広島と長崎に投下されております。その後、限りあるエネルギー資源の画期的な救世主として原子力発電という形で世の中に再登場します。平和利用とは名目は変わったものの、中身は何も変わっておりません。従事者は常に被曝線量を管理しなければなりません。つまり通常運転でさえ危険であるということです。

1954年に旧ソ連で、世界で初めて原子力発電が開始されて以来これまで数多くの重大な事故が起こっています。ずっと警鐘は鳴らされてきたのです。そして、昨年福島第一原発の事故、きっかけは巨大な地震と大津波ではありますが、災害への対応の甘さ、設備的な不備など明らかに人災と言えます。

脱原発を進めるには、単に運転停止や廃炉を進めるだけでは解決できない大きな問題があります。それは原発マネーに依存する地域であり、経済界の存在であります。しかし、このことも歴史から学ばねばなりません。オイルショック、バブル崩壊、リーマンショックと、事あるごとに経済偏重政策により国民の生活が不安定になり重大な経済危機を引き起こしています。既に現在の大量生産、大量消費、巨大企業による経済支配が体をなさなくなってきているのです。

先ほど、冬場の電力が心配だとはありましたけれども、これは先ほど瀧川議員がおっしゃったように、電力というのは協力によって何とか補えるという、夏場今回は山田議員は暑くなかったと言いましたけれども、道央のほうかなりの高温が続き、電力消費量が上がったものです。すべての意味において、転換期である現在、必要なことは過去を断ち切り新たなステージに立つことであります。その第一歩として脱原発を進めること、そして、泊原発を再稼働させないことが、次へ進む私たちの選択するべき道だと考えます。

よって、私は、本意見書に賛成するものです。

以上です。

〇議長(渡邊政吉君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番戸田議員。

〇13番(戸田博義君) いろいろな意見が今議論されているわけでございますけれど も、私は、本意見書に反対の立場から討論をいたします。

松原議員もいろいろと、その後山田議員も反対の立場の内容の意見がございましたけれども、私は私なりにこの議案につきましては昨年の9月16日の定例会におきまして、この言ってみれば初めて原発に関する意見書を議会で出したわけでございます。

将来的には原子力発電に頼らない形でのエネルギー需給を賄うべきということについては、これはだれしもが認めるところでございます。言ってみれば原発の安心安全の神話が崩れたと、そして今現在最終処分場もないわけであります。

そんなようなことで、意見書を北海道でも別海町議会が早いほうだったということで、いろいろな各方面から物議を実は呼んだわけでございますけれども、今回の意見書とは異なりまして、記のほうに1、2がございました。簡単に申し上げますと、1には撤退は期限を切って計画的に行うという内容でございます。そして自然エネルギーを求めるのだ

と。二つ目にはエネルギーの基本計画をやはり見直し、新設は認めない。前回の意見書は どうでしょうか、今日の国民の総意と同じではないでしょうか。前の意見書は今考えてみ ると、理にかなった意見書であったと私なりに理解しているところでございます。しかし ながら、今回の意見書は再稼働反対、すべての原発を直ちに停止、放棄すべき内容である と認識されます。

北海道も全道民が節電の夏という高い意思を持って乗り越えてきました。きょうで終了いたします。また、12月から3月までは今度は節電の冬が参るわけでございます。照明の時間、暖房は欠かせません。夏以上の節電が求められるわけでございますが、道では施策がないと言われております。そして、停電になれば道民の命にかかわりかねないとまで言っているところでございます。

また一変、中東情勢に変化があったときは、石油に頼っている火発でもとまるようなことになった場合、さらに深刻な事態になるとも言われているところでございます。

別海町は第1次産業の町でもあります。冬の停電は思いもよらぬ事態を引き起こすことになるのではないでしょうか。また、町民も子供、お年寄りなど弱者に及ぼす影響も大であると考えなければいけません。原発に頼らない目標までには国、道、そして市町村が、そして一人一人が自分の使用する電力の確保に考え方を変えなければならないときに来ております。

このようなことで現状でのエネルギー源として、原発が担う役割を認識し、安全を確保 した上での再稼働は冬期間を迎える北海道には必要であります。このようなことから、段 階的に廃炉に向けた技術確立のためにも、安全の確認、検証を十分に行った後までの再稼 働に反対するものではありません。

以上で反対討論といたします。

- **〇議長(渡邊政吉君)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。
 - 15番中村議員。
- ○15番(中村忠士君) 賛成する立場で討論いたします。

電力不足の件について心配されておられるようです。確かにその心配というのは根拠がないわけでなくて、北海道の冬というのは大変電力を使うということでの心配ということで、その心配自身は理解できます。しかし、この夏の実績が北海道最大ピークで460万キロワットだと。冬は大方の数字としては70万キロワット余計に要るだろうというふうに言われてます。そうすると530万キロワット必要になるということになります。この夏の実績では融通電力も含めてピークで、北海道新聞によればですよ530万キロワット供給可能だというピーク時にそうだったということであります。これでは少し足りないような気がしますね、確かにね。しかし、やがて現在とまっています苫東厚真の火力発電所4号機、これが70万キロワットの能力があります。これがやがて間もなく大規模改修を終えて稼働を再開します。そういう能力が加わるということであります。そのほかにこの北海道新聞によれば、本州からの融通電力最大60万キロワットオーケーだということが、半分程度しか融通いただかなかったということで、さらに30万キロワットの融通が可能であります。

そういうことから考えて、優に600万キロワット以上の能力が北海道電力に備わっているということから考えて、70万キロワットふえる冬の電力、これについても十分対応はできるということでありますので、今やこの原発からの撤退ということ、再稼働をやめるということに対して賛成をいたします。

○議長(渡邊政吉君) ほかに討論ございますか。

それでは原案に反対の発言を許します。

17番安田議員。

〇17番(安田輝男君) 先ほど言われたとおり、前にもこういうことを出しておりま す。しかし、その後から申し上げますと、北電からこれなりに協力してくれと、そのとき の声はどうであったかもう一度考えていただきたいということです。まずその前に冬場に 向かってどれだけ電力を使うのか、各家庭で、何時間プラスするのか、その辺のところ、 私、原発の再稼働をやめることについては賛成なのです。しかし、一度にやめてしまった らどういうことになるのですか。数字的には70万キロワット、80万キロワット、どれ だけ1日に出て、私今数えたら冬場になると11月になると、1日に8時間から7時間以 上電気使います。一般家庭でですよ。虫が入ってきても夏場は扇風機も使わず7時、8時 まで我慢すると、実際にやりました。今だったら、もう4時半になったら暗いですよ。そ ういった冬の寒さをどういうぐらいにしのぐかというのが一番心配される高齢者ですよ。 私言っているのは原発反対です。しかし、そういうところも考えていただかないと、並行 して早く原発を抑えるように努力というのなら私わかるのですよ。一方的に原発といった ら意見が出てきた場合にはどうするかと、議員としてですよ。別海町民の代表として、私 はそういうぐあいに思います。牛の乳も搾らなければならない、昔のことを私言いまし た、ちょっと長くなりますけれども、ローソク、カンテラで暮らしたのです。そういうこ とに戻っていいのですかと。そういうことも考えて、その意見書を出していただけるの だったら、私は賛成をいたします。前にも申し上げました。

それと雇用をどうするのですか、冬になったら一番大きなのは会社ですよ。経済界も言ってましたね。雇用問題もあるのです。大きな会社も冬になれば電力も使うのです、一般家庭より、寒さもあります。もう一度言いますけれども、原発には私は言われるとおり、しかし、そのところを町民の立場に立って、よく考えていただきたいと。以上です。

○議長(渡邊政吉君) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(起立少数)

〇議長(渡邊政吉君) 起立少数であります。

したがって、発議第11号は否決されました。

◎日程第10 発委第3号

〇議長(渡邊政吉君) 日程第10 発委第3号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

総務文教常任委員長。

〇総務文教常任委員長(佐藤初雄君) 地方財政の充実・強化を求める意見書の内容について御説明を申し上げます。

本件は、根室地方議連から、意見書の提出に関する要請があり、総務文教常任委員会で協議・検討したものであります。

意見書の提案理由ですが、現在、国の一般歳出に占める社会保障費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。

社会保障においては、子育てなど、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要であるものの、経済状況は依然として停滞し、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

このことからも2013年度予算においては、2012年度を上回る規模の地方財政計画・地方交付税が必要であり、地方財政予算全体の安定確保をされるよう本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第3号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いた します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会、総務文教常任委員会委員長佐藤初雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

急速な高齢社会が到来し、国の一般歳出に占める社会保障費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも安定した財源の確保が重要である。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、防災・減災対策の強化、介護・ 福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつ け、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

2012年度政府予算では、地方交付税について総額17兆5,000億円の確保がなされているが、2013年度予算においては、2012年度を上回る規模の地方財政計画・地方交付税が必要である。

よって、国においては、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次の事項について強く要望する。

記。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が 悪化しないよう各種施策を十分に講ずるとともに、復旧・復興に要する地方負担分は通常 の予算とは別に計上すること。

また、防災・減災対策の強化を図るために必要な公共事業を増額し、地方への財源措置を拡充すること。

2、医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経

費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に反映させ、 2013年度地方財政計画を策定するとともに、交付税増額を拡充すること。

3、地方財政の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の引き上げ、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政告。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

以上であります。

委員会全会一致で提案しておりますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(渡邊政吉君) 発委第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政告君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発委第4号

〇議長(渡邊政吉君) 日程第11 発委第4号コケイン症候群を国の特定疾患治療研究 事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書についてを議題とい たします。

内容について、説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長(松原政勝君) コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象 疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書の内容について御説明申し上 げます。

まず、経過説明でございますが、本件は根室町村議会議長会萬会長から意見書の提出に 関する要請があり、福祉医療常任委員会で協議・検討したものであります。

それでは、提案理由を申し上げます。

コケイン症候群については余り耳にすることのない病気ですが、遺伝子の異常により発症する100万人に1人とも言われる極めてまれな難病であります。この病気は早老病の一つで、幼いころから知的・身体的にも大きな障害を抱え、子供の多くは早くして亡くな

る例の多い難病であります。

しかしながら、これまでの研究により、その原因はおよそ判明していますが、詳しいメカニズムなどはわからず、根本的な治療法はいまだに確立されていないことから、患者や家族の精神的負担、経済的な負担も大きなものになっております。国内においても極めて症例が少なく、北海道内でも3名が発症しており、そのうち2名が近隣の中標津町在住ということでありますが、難病指定要件は満たしているものの、現在のところ難病に指定されておりません。

2009年4月より難病指定を求めて署名活動を行うなどをしてきましたが、およそ2年半経過した今も難病指定には至ってはおりません。

患者の病状は、この間にも進行し中標津町に暮らす2人の子供たちも、内疾患の病状が 悪化するなど、子供や家族にとっても苦悩と困難、過大な経済的負担は計り知れないもの があります。

こうした実情を踏まえ、患者が安心して治療を受けられる支援を行う必要があるものと 慎重に協議・検討した結果、委員全員の賛成をもって、本意見書を提案することになった ものであります。

内容説明につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第4号コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に 指定(難病指定)を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年9月14日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会、福祉医療常任委員会委員長松原政勝。

コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定 (難病 指定)を求める意見書。

コケイン症候群(CS)は、DNAの修復にかかわる遺伝子の異常により発症する 100万人に 1人とも言われる極めてまれな難病である。

この病気は早老病の一つで、幼いころから知的・身体的にも大きな障害を抱え、成長に伴って視力・聴力が弱まり、臓器の疾患が見られるようになり、子供の多くは早くして亡くなる例の多い難病である。

幼児期には、日光過敏症や、早くも眼鏡や補聴器を使う子供もいる。その後も身長・体 重が伸びない、歩行不安定で車いすを使い始める子供もいる。皮下脂肪が少なく、特徴的 な顔つきになる。嚥下障害が深刻になると経管栄養などが必要になる。

しかしながら、これまでの研究により、その原因は常染色体劣性遺伝によるものとおよ そ判明しているが、詳しいメカニズムなどはわからず根本的な治療はいまだに確立されて いない。

今でこそ、その診断はかなり早くできるようになったが、国内においても極めて症例が 少なく、北海道内でも3名(うち2名が中標津町在住)。患者や家族の精神的負担・経済 的な負担も大きい。

コケイン症候群は、(1) 患者数が極めて少ない(2) 原因が不明(3) 治療法が確立されていない(4) 長期の療養が必要という難病指定要件は満たしているが、現在のところ難病に指定されていない。

患者の病状は、この間に進行し中標津町に暮らす2人の子供たちも、内疾患の病状の悪化、それ以外にも、視力・聴力・歩行・知力が徐々に失われ、入院・手術を繰り返し子供にとって大きな負荷と、家族にとっても苦悩と困難、過大な経済的負担は計り知れないものがあります。

よって、国においてコケイン症候群を1日も早く難病指定することにより、早期かつ継続的な原因の研究や、治療方法の研究・確立を図るとともに、患者が安心して治療をうけられる支援を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

委員会全会一致で提案しておりますので、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(渡邊政吉君) 発委第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第12 議員派遣の件を議題といたします。 内容については、お手元に配付のとおりであります。 お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といた します。

各委員会委員長から、会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務について、 閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしま した。

◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成24年第3回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時30分

◎町長あいさつ

○議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

○町長(水沼 猛君) 平成24年第3回の町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご あいさつを申し上げます。

本定例会に提出させていただいた28件の案件につきまして、慎重に御審議をいただき、特別委員会への付託となった決算認定8件を除いて、すべて御決定を賜りました。まことにありがとうございます。

なお、附帯決議をいただきました平成24年度別海町一般会計補正予算につきましては、附帯決議の内容を受けとめ、予算を執行してまいりたいと思います。

また、本定例会中の審議におけるさまざまな御意見につきましては、今後の行政運営に 反映をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げま す。

なお、中国との経済交流推進事業につきましては、町内の各経済団体の方々とともに、 経済交流の礎とすべく相互理解と信頼関係を築き、今後の町内経済の活性化につなげるこ とができるよう有意義な訪中事業にしてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、平成23年度各会計決算認定につきましては、この後、特別委員会で審査をしていただくこととなりました。戸田憲悦委員長、安部副委員長並びに各委員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中で審査をしていただくこととなりますが、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今後の日程でございますが、明日と明後日の両日は、当町恒例のイベントであります産業祭が開催されます。43回目となることしの産業祭は「ぎょっと感動、ぎょっと満腹、秋の大収穫祭」とのキャッチフレーズのもとで、内容も盛りだくさんで来場される皆さんをお迎えをいたします。ぜひ会場に足をお運びいただきますよう御案内を申し上げます。

次に、10月7日には、こちらも恒例となっております別海町パイロットマラソン大会が開催をされます。ことしで34回目を迎えますが、ことしもフルマラソンと5キロを合わせて2,000名のエントリーがあります。

当日は、たくさんの町民の皆さんの御協力と声援を受けて、すべての参加選手が完走を

目指されるよう期待をいたしているところでございます。

さらに、パイロットマラソンと同日の10月7日には、別海消防団が消防操法の全国大会に出場いたします。7月に開催されました北海道の訓練大会において、見事優勝を飾り全国大会出場を果たしてところですが、参加される団員の方々は仕事が終わった後、連日消防署前で訓練を重ねられております。こちらもよい成績が収められるよう、日ごろの訓練の成果を存分に発揮されるよう期待をいたしております。

最後になりますが、議会初日の行政報告におきまして、新町立別海病院のオープンについて御報告をさせていただきました。

10月1日のオープンに先立ちまして9月22日、土曜日午前10時より新病院におきまして開設セレモニーを、同日正午よりウエディングプラザ別海において落成記念式典及び祝賀会を開催する運びとなっております。

既に御案内をさせていただいているところですが、議員各位に置かれましても、ぜひ御 臨席を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていた だきます。

ありがとうございました。

○議長(渡邊政吉君) それでは、以上で終わります。

議員、それから町長、管理職の皆様、長い期間どうもありがとうございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議員

議員

議員